

適性評価に関するQ & A

(第1版)

令和7年5月2日
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

目次

はじめに	1
適性評価について	2
評価対象者向けQ & A	4
〈同意〉	4
〈適性評価調査〉	4
〈評価〉	6
〈結果の通知〉	7
〈事後の事情変更〉	7
〈目的外利用〉	8
〈苦情・相談〉	8
〈問い合わせ等〉	9
上司等、関係者、公私の団体向けQ & A	10
〈上司等、関係者〉	10
〈公務所等〉	11

【改訂履歴】

版数	発行日	改訂箇所	改訂内容
第 1 版	令和 7 年 5 月 2 日	-	初版発行

はじめに

- 適性評価を受けていただく評価対象者の方や重要経済安保情報を取扱う業務が予定されている方へのお知らせ紙を受け取り、適性評価を受ける予定がある方、適性評価調査にご協力いただく上司や関係者の方、公務所又は公私の団体の方向けのQ & Aとなっています。

- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします（内閣府のHPに最新のものが掲載されています。）。

適性評価について

Q 1. 適性評価の目的はなんですか。

- 適性評価は、経済安全保障上の重要な情報（重要経済安保情報）の取扱いの業務を、その適性があると認められた方にのみ行っていただくことを目的として実施するものです。一般的な人格や能力を評価するものではありません。

Q 2. 誰が適性評価を行うのですか。

- 重要経済安保情報を提供する行政機関の長が適性評価を実施します。ただし、評価のために必要な調査に関しては原則として内閣府が一元的に行います。

Q 3. 適性評価を受けたいのですが、申し込むことはできますか。

- この制度は、政府の情報保全の一環として重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合に、これを漏らすおそれがないかどうかを評価する制度です。そのため、個人からの申し込みを受け付ける制度ではありません。所属先の行政機関や適合事業者内で適性評価を受ける必要があると判断された場合にのみ、受けていただくことになります。

Q 4. 適性が認められて同一の行政機関から提供される重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する場合、適性評価の再実施はどのくらいの時期に行われますか。

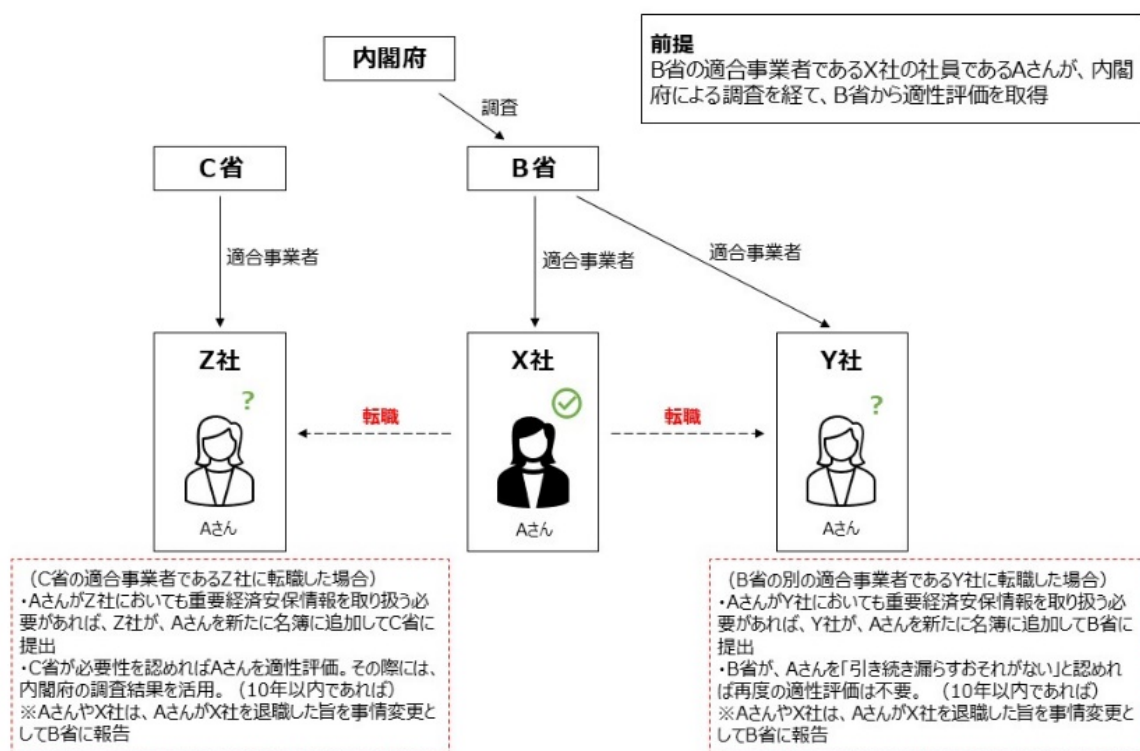
- 再実施までの期間は 10 年間です。ただし、その間でも「引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」があることが認められる場合には、改めて適性評価が実施されます。

Q 5. 転職した場合、適性評価の調査が再度行われますか。

- 内閣府が調査を実施した適性評価において適性があると認められた人が、10年以内に転職して、他の行政機関で改めて適性評価を受けることとなった場合は、再度の適性評価の調査は行いません。

【参考】重要経済安保情報保護活用諮問会議（第3回）資料2（抜粋）

【参考】転職した場合における適性評価や適合事業者の扱い



評価対象者向けQ & A

〈同意〉

Q 6. 適性評価を受けるよう打診がありましたが、必ず同意しなければ（同意書を提出しなければ）なりませんか。

- 評価対象者本人に同意する意思が無い場合、同意書を提出する必要はありません。また、行政機関や適合事業者がその理由を問うことや、不同意の場合に不利益な取扱いを行うことは禁止されています。

〈適性評価調査〉

Q 7. 適性評価調査実施担当者に質問票のほかに提出しなければならないものはありますか。

- 行政機関の適性評価調査実施担当者から明示的に提出を求められない限り、必要事項を記入した質問票のみ提出いただければ問題ありません。
ただし、場合によっては、適性評価調査実施担当者が、適性評価調査のため必要な範囲内で、本人確認書類、旅券の写し等の資料の提出を求めることがあります。

Q 8. 家族なども調査対象になりますか。

- 評価対象者に対する外国の情報機関等からの働き掛けの有無を確認する上での参考とするため、評価対象者の家族や同居人についても、その氏名、生年月日、国籍及び住所に限り調査することとなっています。評価対象者がこのことを家族や同居人に伝えることは差し支えありません。

Q 9. 質問票に記載した内容は、適性評価調査実施担当者から、上司等や関係者へ明かされることはありますか。

- 適性評価調査実施担当者が、評価対象者が記入した質問票を上司等や関係者に開示することはありません。適性評価調査実施担当者が、上司等や関係者に対して、評価対象者に関する質問を行う場合には、評価対象者から提出された質問票や上司等から提出された調査票に記載された内容について、疑問点や矛盾点など明らかにすべき事項がないかどうかを確認するために必要な質問のみを行います。

Q10. 調査に関して、現在の上司以外に質問を行うことはありますか。

- 例えば、転職した場合に転職前の職場の上司等に質問を行うこと等があります。

Q11. 公務所又は公私の団体に対する照会の際、質問票の内容は開示されますか。

- 評価対象者が記入した質問票を行政機関から当該質問先や照会先などに開示することはありません。

Q12. 公務所又は公私の団体に対する照会は必ず行われますか。

- 公務所又は公私の団体への照会は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときに行うこととしています。

Q13. 公務所又は公私の団体に対する照会は、どんなところに確認されるのですか。

- 「公務所」とは、国家機関のほか地方公共団体の機関をいい、「公私の団体」とは、学校、病院、医院・診療所、商工会議所、会社、組合等社会的機能を営む団体が広く含まれており、これらに照会を行う場合があります。

Q14. 質問票では、家族、同居人の国籍や過去 10 年間の出張を除いた渡航履歴などの記載が求められますが、これらについて情報を提供しなければいけませんか。

- 質問票の記載要領では、評価対象者が確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、かつ漏れなく正確に記載するよう求めています。正当な理由なく、記載すべき事項を記載しない場合や虚偽の記載をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。事実確認ができない事項については「不明」と記載して差し支えありません。

Q15. 質問票に、配偶者の記載欄がありますが、同性パートナーも含まれますか。

- 本法第 12 条第 2 項において、配偶者を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と規定しており、いわゆる事実婚の関係にある同性の方もここでいう配偶者に含まれます。

Q16. 質問票の「3(3)来日外国人への援助等」について、業務上行ったものも記載の対象に該当しますか。また、「住居の提供その他これらに類する援助」とは金銭的な援助という意味ですか。

- ご指摘の調査事項については、評価対象者への外国からの働き掛けの有無を調査するための参考とするためのものであり、来日外国人への援助等については、業務上行った場合も含まれます。また、「住居の提供その他これらに類する援助」は金銭的な援助に限られません。

Q17. 質問票の「5情報の取扱いに係る非違の経歴」について、どの程度の内容まで記載する必要がありますか。

- 事業者としての指導監督上の措置である場合に記載いただくことを想定しています。例えば、故意・過失を問わず、使用が認められていない記録媒体に情報を保存したり、適正な手続によらず秘密情報を複写したり、重要情報を示唆する事項をインターネット上のサイトに公表したりするなどして、文書やシステムの管理に関する規則等に違反し、職業上の懲戒処分や懲戒処分には至らない上司からの指導監督上の措置（訓告、厳重注意等）を受けたことなどが含まれます。

Q18. 質問票の「8飲酒についての節度」について、例えば、二日酔いで次の日の業務がしんどかった、寝坊した程度であれば記載は不要ですか。

- 飲酒が原因でトラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたことがある場合に記載いただくことを想定しています。

〈評価〉

Q19. 以下のような事情がある者は、適性が認められないと判断されますか。

- ・外国籍である場合や、外国籍の者と結婚している場合、外国籍の者や外国との関係が深い場合
- ・外国の金融機関の口座や外国の不動産を保有している場合

- 外国との関係が深いことなどのみをもって、直ちに適性があると認められないと判断されるわけではなく、個別具体的な事情を考慮して総合的に判断されます。

〈結果の通知〉

Q20. 適性評価の結果が出るまでにどのくらいの期間がかかりますか。

- 適性評価は評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行ったときにこれを漏らすおそれがないかどうかを評価するという目的で実施されるものであり、調査対象者の状況など個別具体的な要素によって、適性評価の処理に要する期間は変動しますので、その期間を一律に示すことは困難です。ただし、今後の運用も踏まえ、目安の期間を示していくことについて検討することとしています。

なお、個々の適性評価について、長期間、適性評価の結果が通知されない場合は、行政機関に対し、適性評価の進捗を確認することができます。告知書や質問票に記載されている行政機関又は内閣府の窓口にお問い合わせください。

Q21. 適性評価結果等通知書を紛失してしまった場合、再発行は可能ですか。

- 可能です。必要がある場合は、適性評価を実施した行政機関にご相談ください。

〈事後の事情変更〉

Q22. 適性評価の実施後の事情変更として、「外国籍の者との結婚」が挙げられているのはなぜですか。

- 「外国籍の者との結婚」は、適性評価の実施後の事情変更として、「外国との関係に大きな変更があったこと」の一例として報告を求めているものです。

Q23. 適合事業者等が適性評価実施後に事情変更を認めた場合に行政機関に報告することになっていますが、事前に同意を求められた上で報告されるのですか。

- 適性評価の実施の同意において、適合事業者等から行政機関に報告されることも含めて同意いただいているため、事前に同意を求められることはありません。

〈目的外利用〉

Q24. 適性評価の結果の通知を受けましたが、適性があると認められたことを発信しても問題ないですか。

- 評価対象者が自身の結果について共有する行為は本法によって禁止されてはいません。ただし、適性があると認められ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う場合、諜報活動の標的となる可能性があるため、情報保全の観点から慎重であることが望ましく、留意が必要です。

Q25. 適性評価の結果を目的外利用された場合、どこに相談すればいいですか。

- 適性評価の結果を含めた個人情報を目的外利用されたと考える場合には、内閣府又は各行政機関の相談窓口にご相談ください。

〈苦情・相談〉

Q26. 苦情を申し出た場合、当該苦情を処理する苦情処理責任者及び苦情処理担当者は、適性評価を実施した行政機関の職員が兼任する場合がありますか。

- 苦情処理責任者については、適性評価実施責任者や適性評価調査実施責任者が兼任することは可能です。しかし、苦情の申出を適正に処理する必要があるという観点から、苦情処理責任者は、苦情の申出をした者の調査に直接従事した職員を、苦情処理担当者に指名することはできません。

Q27. 苦情の申出をした者が、通知された処理の結果について、質問を行ったり、説明を要求したりすることはできますか。

- 苦情の申出をした者は、通知された処理の結果について苦情や質問等がある場合には、苦情受理窓口に出示することができます。

Q28. 相談窓口にご相談した場合、どのような対応がされますか。

- 相談を受理した行政機関は、運用基準第4章第5節に規定する苦情の処理と同様に、相談内容を踏まえ、誠実に対応します。受理した行政機関のみで対処することが困難な場合には、関係機関と必要な連携が図られます。例えば、労働上の不利益取扱いがあった場合には、相談者の希望に応じて、都道府県労働局で実施している個別労働紛争解決制度、各都道府県労働相談窓口

等の労働紛争解決手段をご案内するなど、適切な対応を検討します。

〈問い合わせ等〉

Q29. 告知書の内容や同意書の書き方等について質問がある場合、どこに問い合わせればよいですか。

- 告知書に記載されている適性評価実施担当者までお問い合わせください。

Q30. 質問票の書き方など適性評価調査について質問がある場合、どこに問い合わせればよいですか。

- 質問票に記載されている適性評価調査実施担当者までお問い合わせください。

Q31. 適性評価の結果について苦情がある場合、どこに申し出ればよいですか。

- 告知書や適性評価結果等通知書に記載されている行政機関の苦情受理窓口までお申し出ください。この場合、法律に基づき苦情として受理されるためには、適性評価を実施した行政機関の苦情受理窓口へ文書でお申し出いただく必要があります。ただし、文書で提出することができない何らかの事情がある場合には、苦情ではなく相談として受理することが可能ですので、告知書や適性評価結果等通知書に記載されている行政機関や内閣府の相談窓口にご相談ください。

上司等、関係者、公私の団体向け Q & A

〈上司等、関係者〉

Q32. 上司として評価対象者に関して調査票に記入するように依頼されましたが、依頼を受けたことについて評価対象者本人に確認したり評価対象者以外に聞いたりする必要はありますか。

- 調査票の内容に関しては、あくまで上司等が依頼を受けた時点で評価対象者について把握している事実に基づくありのままの所見のみで回答していただければよく、評価対象者や他の方に聞く必要はありません。

Q33. 評価対象者の上司や関係者という立場で調査を受けることとなった場合、調査に応じるか否か、個別の質問に回答するか否かは任意ですか。

- 上司等や関係者が質問に応じるかは任意です。

Q34. 上司や関係者として回答した者の氏名や回答内容が、評価対象者に開示されることがありますか。

- 調査票に記載いただいた評価対象者に関する情報は、別添6の「1 調査票の記載又は記録に当たっての留意事項」に記載の通り、評価対象者に示される可能性があります。ただし、上司や関係者として回答した者の氏名については、その本人の同意が得られない限り、評価対象者に開示されることはありません。

Q35. 上司として評価対象者について調査票の記入依頼や質問を受けたことについて、守秘義務は課されますか。

- 調査内容に関する法的な守秘義務はありません。

Q36. 上司等に対する調査票への記載の依頼は、どの規定に基づいて行われるのですか。

- 法第12条第6項に「適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ」ることができると規定されていることに基づき、上司等に質問を行うに当たって、調査票への記載依頼を行っています。

Q37. 評価対象者に対し、適性が認められなかった場合の理由の通知を希望するように求めても問題はありませんか。

- 適性が認められなかった場合の理由の通知の希望は、同意と同様に、あくまでも評価対象者の自由な意思に基づいて行われるべきものであるため、評価対象者に理由の通知を希望するよう求めてはいけません。

〈公務所等〉

Q38. 公務所又は公私の団体として、評価対象者に関する情報提供を求められた場合、事前に本人に確認することなく情報提供してもよいですか。

- 適性評価調査における公務所又は公私の団体への照会は、本人の同意を書面で得た上で行っているため、事前に本人に確認する必要はありません。照会を受けた公務所又は公私の団体が、本人の同意の有無を確認する必要がある場合は、照会元の行政機関に対し、同意書の提出を求めれば、本人から提出された同意書の開示を受けることができます。また、法第 12 条第 6 項に照会権限が法定されており、照会に応じて必要な報告を行っても「法令に基づく場合」に当たることから問題ありません。

Q39. 公務所又は公私の団体として、評価対象者に関する情報提供を求められましたが、拒否することはできますか。

- 公務所又は公私の団体に対する照会は、法第 12 条第 6 項に基づく照会であり、同項には「内閣総理大臣又は行政機関の長は……公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されているところ、照会を受けた公務所又は公私の団体は、罰則等により強制されることはないですが、原則として、その照会に回答する法律上の義務が生じます。